

大栄環境株式会社
和泉エネルギープラザ整備事業に係る
事後調査報告書

(令和7年度 廃棄物調査結果報告書)
(令和7年度 環境保全対策等の実施状況報告書)

令和8年6月

大栄環境株式会社

目 次

1. 事業者の氏名及び住所	1
2. 対象事業の名称	1
3. 事業計画の位置	1
4. 対象事業実施状況	2
5. 工事実施時に伴う事後調査の内容	2
6. 調査結果	5
7. 環境保全対策等の実施状況	8
8. 知事意見に対する実施状況及び今後の事業実施予定	13

1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 大栄環境株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役 下田守彦

主たる事務所の所在地 : 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

2. 対象事業の名称

大栄環境株式会社 和泉エネルギープラザ整備事業

3. 事業計画の位置

本事業の実施場所は、図1に示すとおり、大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番9号、10号、11号及び12号であり、工場や事業所等が点在している工業専用地域である。



図1 事業計画地の位置(広域)

4. 対象事業実施状況

対象事業の実施状況は、表1に示す。

表1 工事工程（全体）

		令和7年	令和8年			4月
		12月	1月	2月	3月	
解体工事	プラント撤去					
	建屋解体					
造成工事						
建設工事						

※ ・・・今回の事後調査報告範囲

5. 工事実施時に伴う事後調査の内容

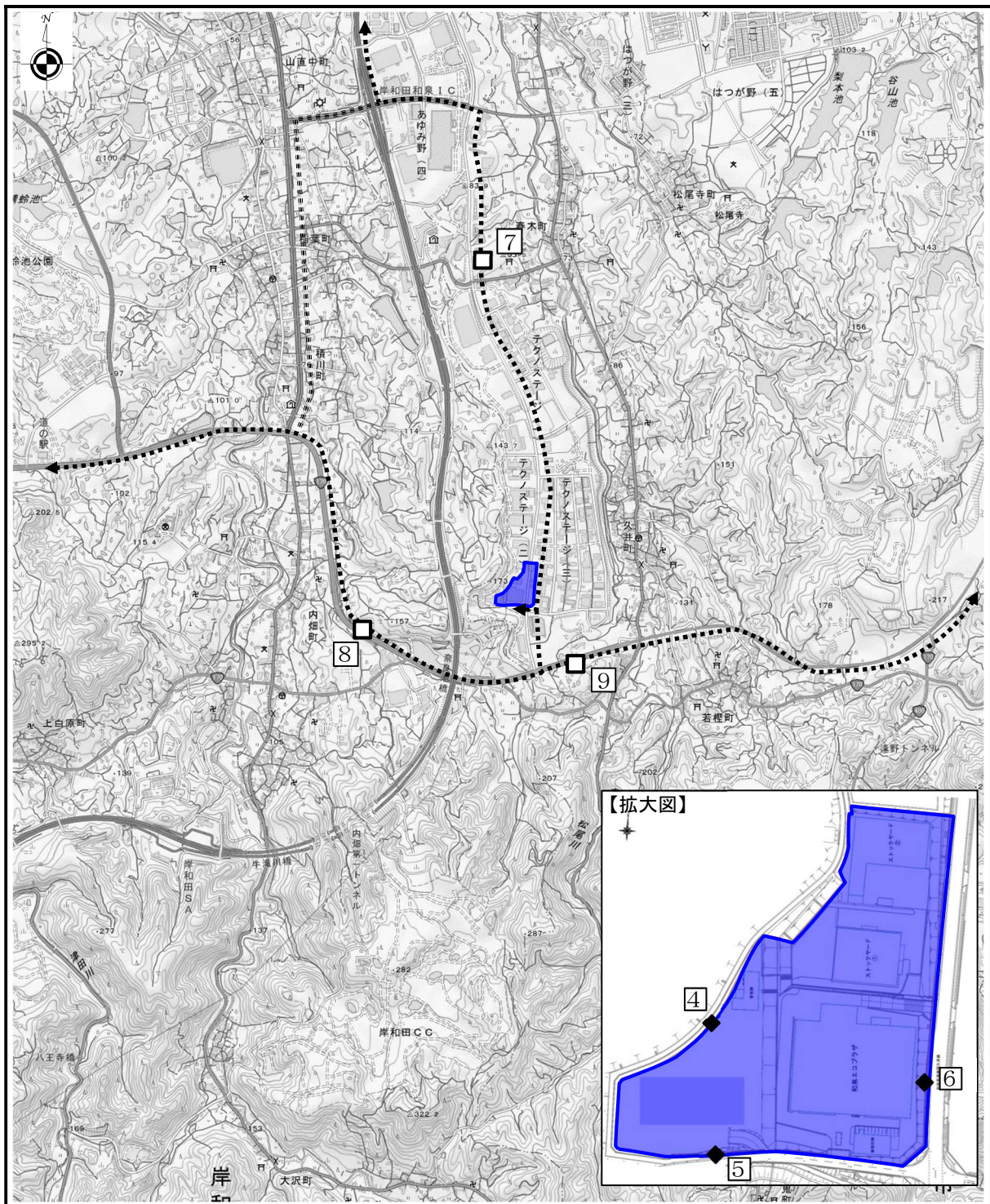
調査項目、調査地点を表2及び図2-1、図2-2に示す。

表2 事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法
(工事の実施時)

調査項目		調査地点及び範囲	調査時期及び頻度	調査方法	調査実施日
大項目	小項目				
水質	浮遊物質	工事区域内の沈砂槽・放流口(図2-1記号■及び●参照)	時期:工事期間中(裸地が発生する期間) 頻度:1回/月	「公共用水域及び地下水の水質測定計画」(大阪府)に示された方法で調査	-
騒音 振動	建設作業騒音 建設作業振動	事業計画地敷地境界3地点(図2-2記号◆参照)	時期:工事最盛期 頻度:平日1回 (時間帯:8時~17時)	騒音はJIS Z 8731、振動はJIS Z 8735に準拠	-
廃棄物 発生土	種類、発生量、再生利用量、減量化量、最終処分量	工事区域内	時期:工事期間中 頻度:1回/年	工事による廃棄物の処理実績を集計	令和7年12月1日~ 令和8年3月31日
交通量	工事関連車両の交通量	道路沿道3地点(図2-2記号□参照)	時期:工事最盛期 頻度:平日1回 (時間帯:8時~17時)	調査地点及び工事区域入口にてカウントもしくは搬出入記録等による集計	-



図 2 - 1 現地調査地点(工事の実施時)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

0m 500 1000 1500m

- : 事業計画地
- : 工事関連車両走行ルート
- : 建設作業騒音・振動の調査地点(敷地境界)
- : 交通量の調査地点
- 4 ~ 6 : 調査地点番号
- 7 ~ 9 : 調査地点番号

図 2 - 2 現地調査地点(工事の実施時)

6. 調査結果

(1) 廃棄物

工事の実施時において、工事現場から発生した廃棄物の測定を実施した。

① 測定期間

解体工事期間（令和7年12月1日～令和8年3月31日）

② 測定結果

工事現場から発生した廃棄物の測定結果を表3-1に、計画値を表3-2に、工事事務所から発生する廃棄物の測定結果を表3-3に、計画値を表3-4に、発生土の測定結果を表3-5に、計画値を表3-6にそれぞれ示す。

③ 結果の検証

工事の実施に伴う廃棄物について、金属くずについては全て再生利用を行った。混合廃棄物、廃プラスチック類、ガラスくずについては、可能な限り再生利用を行い、その中でも混合廃棄物、廃プラスチック類の再生利用が不可能なものについては減量化を行った後、最終処分場にて埋立を行った。がれき類については、発生量が計画値を大きく下回っているが、工事途中で今後今後の工事にて発生量が増加する見込みである。

廃棄物の発生抑制のため、解体工事に伴う工事事務所は、現場に設置していない。工事従事者等の休憩時の飲食等に伴い発生した廃棄物は、減量化や再利用のための分別を徹底した。なお、これらの廃棄物は、下表の工事事務所から発生する廃棄物としてカウントした。

表3-1 工事の実施に伴う廃棄物の発生量(令和7年度分)

区分	種別	発生量 (t)	再生利用量(t)		減量化量 (t)	最終処分量 (t)
			自ら利用する量	外部委託量		
現行施設 解体工事	がれき類	43.23	-	30.88	-	12.35
	混合廃棄物	26.55	-	0.13	19.00	7.42
	廃プラスチック類	28.95	-	14.48	13.03	1.44
	ガラスくず	316.83	-	13.90	-	302.93
	石綿廃棄物	-	-	-	-	-
	金属くず	1,040.59	-	1,040.59	-	-
	小計	1,456.15	-	1,099.98	32.03	324.14
新規焼却炉 建設工事	がれき類	-	-	-	-	-
	混合廃棄物	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	-	-	-	-	-
	ガラスくず	-	-	-	-	-
	石綿廃棄物	-	-	-	-	-
	金属くず	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
合計	1,456.15	-	1,099.98	32.03	324.14	

表 3-2 工事の実施に伴う廃棄物の発生量 (計画値)

区分	種別	発生量 (t/工事期間)	再生利用量(t/工事期間)		減量化量 (t/工事期間)	最終処分量 (t/工事期間)
			自ら利用する量	外部委託量		
現行施設 解体工事	がれき類	4,000	-	3,500	-	500
	混合廃棄物	30	-	-	25	5
	廃プラスチック類	160	-	80	9	71
	ガラスくず	360	-	100	-	260
	石綿廃棄物	20	-	-	-	20
	金属くず	1,540	-	1,540	-	-
	小計	6,110	-	5,220	34	856
新規焼却炉 建設工事	廃プラスチック類	30	-	25	4	1
	紙くず	15	-	15	-	-
	木くず	35	-	35	-	-
	繊維くず	1	-	-	0.9	0.1
	金属くず	35	-	35	-	-
	ガラスくず	35	-	30	-	5
	がれき類	1,100	-	1,100	-	-
	汚泥	3,850	-	3,850	-	-
小計	5,101	-	5,090	4.9	6.1	
合計	11,211	-	10,310	38.9	862.1	

表 3-3 工事事務所から発生する廃棄物の年間発生量(令和7年度分)

床面積	廃棄物の種類及び発生量(t)					合計
	紙類	金属	ガラス類	プラスチック	その他	
0 m ²	-	0.034	-	0.13	0.026	0.19
発生量	-	0.034	-	0.13	0.026	0.19
組成(%)	-	17.9	-	68.42	13.68	100

表 3-4 工事事務所から発生する廃棄物の年間発生量(計画値)

床面積	廃棄物の種類及び発生量(t/年)					合計
	紙類	金属	ガラス類	プラスチック	その他	
510 m ²	9.1	0.5	0.4	1.3	2.2	13.5
発生量	9.1	0.5	0.4	1.3	2.2	13.5
組成(%)	67.54	3.86	2.9	9.44	16.26	100

表 3-5 工事の実施に伴う発生土量(令和7年度分)

区分		発生量 (m ³)	再生利用量(m ³)		最終処分量 (m ³)
			自ら利用する量	外部委託量	
現行施設 解体工事期間	解体工事	-	-	-	-
	造成工事	-	-	-	-
新規焼却炉 建設工事期間	建設工事	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

表 3-6 工事の実施に伴う発生土量(計画値)

区分		発生量 (m ³ /工事期間)	再生利用量(m ³ /工事期間)		最終処分量 (m ³ /工事期間)
			自ら利用する量	外部委託量	
現行施設 解体工事期間	解体工事	-	-	-	-
	造成工事	2,500	600	-	-
新規焼却炉 建設工事期間	建設工事	8,700	10,600	-	-
合計		11,200	11,200	-	-

7. 環境保全対策等の実施状況

環境項目	環境保全対策の内容	環境保全対策の実施状況
工事 の 実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・解体対象施設のダイオキシン類による汚染状況の有無について事前評価を行い、その結果を踏まえて、適切な管理区域等を決定する。 ・管理区域ごとの作業場所の分離や密閉・養生を行うとともに、作業場所や粉じん等の湿潤化を行い、解体作業に伴う粉じんやダイオキシン類の飛散を防止する。 ・管理区域内のダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等については、チャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出する。 ・すべての解体作業及び残留灰を除去する作業終了後、当該施設と施設外の境界部分及び残留灰を除去する作業を完了した箇所において環境調査を行う。 ・工事用車両の退出時におけるタイヤ洗浄の実施や必要に応じてカバー等を使用することで粉じん発生・飛散防止に努める。 ・工事期間中は工事区域内を適宜散水し、土砂の巻き上げや飛散防止に努める。 ・工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の排出を未然に防ぎ、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。 ・工事の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。 ・工事用車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を図る。また、自動車NOx・PM法に基づく車種規制に適合する車両を使用するとともに、可能な限り最新規制適合車を利用するよう工事業者に指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体対象施設のダイオキシン類による汚染状況の有無について事前評価を行った結果、ダイオキシン類の管理区域に該当する箇所はなかった。 ・事前の測定により、ダイオキシン類の管理区域に該当する箇所はなかった。なお、作業場所の分離や密閉・養生・湿潤化を行い、解体作業に伴う粉じん等の飛散を防止した。 ・事前の測定により、ダイオキシン類の管理区域に該当する箇所はなかった。 ・現在、解体作業及び残留灰を除去する作業を継続している。 ・工事用車両の動線を含む工事区域内に敷鉄板を敷設し、粉じん発生・飛散防止の対策を行った。 ・工事区域内を適宜散水し、土砂の巻き上げや飛散防止対策を行った。 ・工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械を使用した。 ・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の排出を未然に防ぎ、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生抑制を行った。 ・一挙に解体を行わず、工程を管理することで工事の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避けた。 ・工事用車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行は行っていない。速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を行った。また、自動車NOx・PM法に基づく車種規制に適合する車両を使用するとともに、可能な限り最新規制適合車を利用した。

環境項目	環境保全対策の内容	環境保全対策の実施状況
工事の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区域に降る雨水は、集水して沈砂槽に滞留させ、pH 中和装置等による適切な処理を行った後、雨水排水路に放流する。 ・ 濁水が生じる可能性がある工事時には、工事区域内に適切な規模の沈砂槽を造成するよう工事計画に反映し、大雨時に、沈砂槽放流口での浮遊物質量の濃度を測定する。また、測定結果に応じて沈砂槽を増設するなど適切に措置を講じる。 ・ 工事用車両のタイヤ洗浄による排水は、沈砂槽に滞留させ、沈降物については当社グループ会社で処理し、上澄水については場内で再利用、もしくは下水道に放流する。 ・ 工事事務所からの生活排水については下水道放流する。 ・ 解体作業及び残留灰を除去する作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排出水の基準(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水する。なお、未処理の洗浄水及び凝集沈殿処理を行った凝集汚染物は、特別管理廃棄物として処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体エリア内に降った雨水は、既存構造物に集水して保管しており、今後、外部に搬出する予定である。 ・ 現在、地上部の建屋解体中であるため、濁水が生じる工事は発生していない。 ・ 工事用車両の動線含む工事区域内に敷鉄板を敷設し、退出時において粉じん発生・飛散防止の対策を行ったことから、タイヤ洗浄による排水は発生していない。 ・ 工事事務所は設置していない。 ・ ダイオキシン類により汚染された排水は生じていない。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。 ・ 工事の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。 ・ 近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音シート等の設置を行う。 ・ 建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を図る。 ・ 工事用車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないととも、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を図る。 ・ 通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械を使用した。 ・ 一挙に解体を行わず、工程を管理することで工事の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避けた。 ・ 近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音パネル及び防音シートの設置を行った。 ・ 建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を行った。 ・ 工事用車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行は行っていない。速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を行った。 ・ 通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を行った。

	環境項目	環境保全対策の内容	環境保全対策の実施状況
工事の 実施	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行施設に設置している有害物質使用特定施設等を廃止するため、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」にしたがって、土壌の調査を行うことにより実態を把握する。土壌汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法に基づき周辺への環境影響がない範囲で現場内で再利用もしくは当社グループ会社の汚染土壌処理施設にて浄化処理、もしくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。 ・ 土地の形質変更工事にあたっては、同法・同条例に基づき、和泉市と協議のうえ必要な手続きを行い、土壌汚染があれば法令に基づき、適切な施工方法による工事を行うものとする。 ・ 施設建設工事において、土壌汚染が判明した場所での杭打ち・ピット設置等に伴い当該土壌が地下水に接する場合は、土壌汚染対策法に基づき必要に応じて地下水モニタリング等を行う。 ・ 汚染土壌を搬出する際には、土壌汚染対策法に基づき、必要な手続きを行うこと及び運搬に関する基準を遵守することで、飛散・拡散の防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行施設に設置している有害物質貯蔵指定施設を廃止するため、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」にしたがって、土壌汚染の調査を行った結果、調査対象物質として選定されたダイオキシン類による土壌汚染は認められなかった。 ・ 現在、土地の形質変更工事は行っていない。なお、土地の形質変更工事にあたって、大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針に基づき、和泉市と協議のうえ必要な手続き及び適切な除去の措置を行った。 ・ 現在、建設工事は行っていない。 ・ 汚染土壌の搬出において、関係法令に基づき、運搬に関する基準を遵守し、飛散・拡散の防止を行った。
	人と自然との 触れ合いの活動の 場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。 ・ 工事用車両の退出時におけるタイヤ洗浄の実施や必要に応じてカバー等を使用することで粉じん発生・飛散防止に努める。 ・ 工事用車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一挙に解体を行わず、工程を管理することで工事の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避けた。 ・ 工事用車両の動線含む工事区域内に敷鉄板を敷設し、粉じん発生・飛散防止の対策を行った。 ・ 工事用車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行は行っていない。速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を行った。

環境項目	環境保全対策の内容	環境保全対策の実施状況
工事の 実施	<p>廃棄物・発生土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。 ・付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、作業の妨げとならない場所に隔離・保管する。隔離・保管された汚染物は関係法令に基づき適正に処理する。 ・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。 ・発生する廃棄物については徹底した分別を行うことで発生抑制に努め、発生してしまう廃棄物についてはリユース・リサイクルを徹底し、減量化を図るよう工事施工業者に対して指導を徹底する。 ・資材の再利用に努めるとともに、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。 ・掘削工事に伴う発生土は、汚染されていないならば可能な限り現場内で再利用もしくは当社の最終処分場にて覆土材等の利活用、汚染されていれば当社グループ会社の汚染土壌処理施設にて浄化処理、もしくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。また、汚染土壌を搬出する際には、土壌汚染対策法に基づき、必要な手続きを行うこと及び運搬に関する基準を遵守することで、飛散・拡散の防止を図る。 ・作業員による飲食等のごみの発生抑制に努めるよう周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別し排出・処分を行った。 ・付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、作業の妨げとならない場所に隔離・保管し、汚染物は関係法令に基づき適正に処理を行った。 ・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化を行った。これらが困難な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行った。 ・発生する廃棄物については徹底した分別を行うことで発生抑制に努め、発生してしまう廃棄物についてはリユース・リサイクルを徹底し、減量化を行った。 ・現在、造成及び建設工事は行っていない。 ・現在、掘削工事は行っていない。 ・作業員による飲食等のごみの発生抑制を行った。

	環境項目	環境保全対策の内容	環境保全対策の実施状況
工事 の 実 施	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 排出低減建設機械や低炭素型建設機械を使用することに努める。 • 建設機器の不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を図る。工事用車両の一般道走行に当たってはエコドライブの推進等、作業員への指導を行うとともに、日常点検や整備等を徹底し、性能維持に努める。 • 工事事務所において不必要な照明の消灯、室内の冷暖房設定温度を調整することにより消費電力を低減する。 • 工事用車両について、適正な車種、規格を選定することで効率化を図り、車両数を削減するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> • CO₂ 排出低減建設機械や低炭素型建設機械を使用した。 • 建設機器の不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を行った。工事用車両の一般道走行に当たってはエコドライブの推進等、作業員への指導を行い、日常点検や整備等を徹底し、性能維持に努めた。 • 現在、工事事務所は設置していない。 • 工事用車両について、適正な車種、規格を選定し効率化を図り、車両台数の削減を行った。また、作業員の通勤車両については乗り合いで出勤するよう徹底した。

8. 知事意見に対する実施状況及び今後の事業実施予定

知事意見の概要	事業者の見解	実施状況及び今後の事業実施予定
1. 全般的事項		
(1) 施設の供用における環境影響を回避又は極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに、一層の環境負荷の低減に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用時において、環境影響を回避又は極力低減するため、評価書（P454～457）に示す環境保全措置を確実に実施します。さらに、一層の環境負荷低減に向け、詳細設計の段階において、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の供用は開始していません。 今後の施設の供用時においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、環境保全措置を確実に実施します。 施設の詳細設計においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。
(2) 水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、所要の措置を確実に講じること。	<ul style="list-style-type: none"> 水銀や石綿等の排除すべき廃棄物の混入を防止するため、排出事業者と処理委託契約を行う前に処理する廃棄物の詳細を確認します。さらに、実際に廃棄物を受け入れる際にも、展開検査等を行い、受入不適物がないか確認します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の供用は開始していません。 今後の施設の供用時においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、水銀や石綿等が混入しないよう適切な措置を講じます。
(3) 事業者においては、本件計画の処理スキームを確実に履行する旨を評価書において表明するとともに、事後調査及び施設の運用に伴う環境に関する情報については、わかりやすく公表し、積極的にコミュニケーションを行うなど、事業計画に対する住民等の理解が得られるよう努めること。また、施設の詳細設計及び設置後の施設運用において、高水準の循環的利用の確実な実施を確保するよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、廃棄物処理の優先順位を再生利用、熱回収、適正処分の順とする基本方針のもと事業を行っています。新規焼却炉においては、現行施設と同様に、再生利用ができない廃棄物に限定して焼却処理を行う運用とし、隣接する破砕施設棟においては、引き続き再生利用を目的とする選別・破砕処理を行い、その内、再生利用できない可燃系廃棄物は新規焼却炉にて熱回収を行うことで高水準の循環的利用を実施することとし、本処理スキームを確実に履行します。 事後調査については、自社のホームページにおいて調査結果を公表します。また、事後調査期間が終了した後も、関係法令で定められている煙突排ガスなどの測定結果を自社のホームページで公表し、施設の運用に伴う環境情報を常時確認することができるようになります。 また、地域の皆様をはじめ、学校関係者や各種団体を対象に行う当施設の見学等を通じて、積極的にコミュニケーションを図り、本事業への理解を深めていただけるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の供用は開始していません。 今後の施設の供用時においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、現行施設と同様に、再生利用ができない廃棄物に限定して焼却処理を行う運用とし、熱回収を行うことで高水準の循環的利用を実施します。 事後調査については、自社のホームページにおいて調査結果を公表します。また、事後調査期間が終了した後も、「事業者の見解」に掲げるとおり、施設の運用に伴う環境情報を公表します。 現在、既存施設の施設見学受付や学校関係者への出前授業等を実施し、積極的なコミュニケーションを図っています。施設の供用開始後においても、引き続き、地域との積極的なコミュニケーションを図り、本事業への理解を深めていただけるよう努めます。

知事意見の概要	事業者の見解	実施状況及び今後の事業実施予定
2. 大気質		
<p>(1) 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制しつつ大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減するため、評価書(P454)に示す環境保全措置を確実に実施するとともに、当社で定めた施設の維持管理手順に沿って運転管理及び点検を徹底し、さらに、詳細設計の段階において、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。 また、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制するため、従来の薬品と比べ高反応型の薬品を使用し、噴霧量を削減することで、ばいじんの発生量を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の供用は開始していません。 今後の施設の供用時においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、適切な環境保全措置及び維持管理の徹底に努め、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制するため、従来の薬品と比べ高反応型の薬品を使用し、噴霧量を削減することで、ばいじんの発生量を抑制します。 施設の詳細設計において、「事業者の見解」に掲げるとおり、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。
<p>(2) 施設の試験運転時の排ガス処理性能の確認を適切に行うとともに、運用開始後の排ガス濃度の監視結果に適切に対応して排出抑制のための所要の措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の試運転時においては、試運転計画書に沿って排ガス処理の性能が発揮されていることを確認します。また、設定している煙突排ガスの諸元値を十分に下回るよう、更に厳しい自主管理基準値(運転管理上の基準)を設けることで一層の環境負荷低減に努めます。なお、自主管理基準値を超過した場合は、速やかに原因を究明し、必要な措置を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の供用は開始していません。 今後の施設の試運転時及び供用時においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、適切な措置を講じ、環境負荷の低減に努めます。
3. 水質		
<ul style="list-style-type: none"> 事後調査の対象に工事中の濁水を加え、工事区域内の沈砂槽の放流濃度を降雨時に測定し、測定結果に応じて沈砂槽の増設等の措置を適切に講じること。また、予測式や予測条件を精査した上で改めて予測を行い、その結果を評価書に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査の対象に、工事中の排水に含まれる浮遊物質量を追加します。 濁水が生じる可能性がある工事時には、工事区域内に適切な規模の沈砂槽を造成するよう工事計画に反映し、大雨時に、沈砂槽放流口での浮遊物質量の濃度を測定します。また、測定結果に応じて沈砂槽を増設するなど適切に措置を講じます。なお、工事実施時の松尾川の下流側における浮遊物質量の予測式や予測条件の精査を行い、改めてその予測結果を評価書(P327～328)に記載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、濁水が生じる工事は開始していません。 今後、濁水が生じる可能性がある工事の際には、「事業者の見解」に掲げるとおり、適切な調査及び措置を実施します。

知事意見の概要	事業者の見解	実施状況及び今後の事業実施予定
4. 低周波音		
<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界における低周波音の1/3オクターブバンドの予測結果について、一部の周波数において心身の苦情に係る参照値を超過しており、低周波音の伝搬特性として地表面吸収や空気吸収等による減衰が小さく遠距離伝搬が生じやすいことから、施設の稼働により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意するなどの環境保全措置を実施するとともに、操業後の影響について事後調査を適切に実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の環境保全措置を実施します。また、施設供用後の事後調査について、評価書(P462)の記載通り、適切に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の供用は開始していません。 今後の施設の供用においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、適切な機器の採用及び共振防止等の環境保全措置を講じます。また、供用開始後においては、事後調査計画（令和7年10月）に則り、敷地境界3地点において適切に調査を実施します。
5. 景観		
<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の観点から建物及び屋外設備の規模、配置、構造、形態、意匠及び色彩について適切な配慮がなされるべきであり、その際、計画されている建物壁面におけるアクセント色の使用やコーポレートマークについても景観阻害要因とならないように注意すること。また、詳細な建築計画の策定に当たり、これらの諸点について、和泉市の景観アドバイザーから助言指導を受けるなどして適切に検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、テクノステージ和泉まちづくりガイドラインなどと整合させ、周辺の景観と調和がとれるようにします。また、外壁のアクセント等が景観阻害とならないよう留意するとともに、知事意見に示される諸点を含め、和泉市景観条例に基づく助言指導等を踏まえ、景観への適切な配慮に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設の建設工事は開始していません。 景観形成に係る工事の際は、「事業者の見解」に掲げるとおり、周囲の景観と調和を図るとともに、和泉市景観条例に基づく助言指導等を踏まえ、景観への適切な配慮に努めます。
6. 廃棄物等		
<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残渣の発生を抑制する最新の技術の導入に努めること。また、施設の供用においては、固形状の産業廃棄物については原則として既存の破碎施設における徹底した選別後に焼却し、その他の産業廃棄物についても焼却に優先して再生利用に最大限努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱灼減量の基準を十分に下回る実績のストーカー方式を採用しており、更なる抑制を図るため、詳細設計の段階において、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。また、廃棄物量の抑制を図るため、破碎施設で徹底した選別を行うとともに、再生利用を優先とした廃棄物処理に努め、施設の維持管理及び運転管理を適切に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、施設は供用を開始していません。 今後の施設の供用時においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、廃棄物量の抑制を図るため、破碎施設で徹底した選別を行うとともに、再生利用を優先とした廃棄物処理に努め、施設の維持管理及び運転管理を適切に行います。 施設の詳細設計においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、最新の技術動向を踏まえた高水準の設備を選定するよう努めます。

知事意見の概要	事業者の見解	実施状況及び今後の事業実施予定
7. 地球環境		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運用開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため維持管理及び運転管理に適切に取り組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、発電効率が高い設備を選定するとともに、長期的に発電効率を維持できるよう、施設の維持管理手順に沿って運転管理及び点検を徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、施設の供用は開始していません。 ・ 施設の詳細設計においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、発電効率の高い設備を選定します。 ・ 今後の施設の供用においては、「事業者の見解」に掲げるとおり、長期的に発電効率を維持できるよう適切な運転管理及び点検を徹底します。